

# 滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和4年5月9日(月)午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件  
申請人 ██████████ 外4件

議案第4号 滑川農業振興地域整備計画の変更について  
申請人 滑川市長 水野 達夫

議案第5号 農用地利用集積計画の策定について  
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・活動記録簿の記入について
- ・最適化活動の目標設定等について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

黒田 敏弘、澤田 博行、山田 義明、石原 忠則、石若 明道、福田 智、  
新村 剛、長谷川 玲子

(出席推進委員・8名)

松井 滋樹、石倉 光男、浦田 英男、吉田 満夫、東川 一志、滝川 裕子、  
加藤 清治、伊藤 久義

(欠席委員・0名)

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後2時50分 開会

会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。  
本日は、2,000㎡以上の転用案件の現地確認がありますので、会議を中断  
します。移動してバスにご乗車ください。

現地確認 議案第3号5番  
申請農地：滑川市████████番  
譲受人：████████

帰庁

会 長 それでは、会議を再開します。  
議事録署名委員に、石若 明道委員、福田 智委員を指名します。  
これより議案審議に入ります。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件につ  
いて、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第3号1番について朗読及び説明)  
申請地は、市道辰野町内1号線と辰野曲渕線に面する農地です。  
申請地は、都市計画法の用途地域内(第1種住居地域)の農地であること  
から、第3種農地と判断され許可できるものと考えられます。  
転用理由は、一般住宅分譲地です。  
申請者は、██████で不動産業をしていますが、当該土地は公園・商業施設・  
鉄道駅が近隣にあり住宅適地と判断し、分譲地1区画として販売すること  
を計画したものです。

隣接の宅地との境界には既設のコンクリート擁壁があり、道路に面する  
一部に擁壁を新設し、盛土して整地します。雨水は前面側溝に放流し、下  
水は公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

澤田委員 先日現地確認しましたが、特に問題ないと思います。

石倉推進委員 特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第3号2番について朗読及び説明)  
申請地は、県道富山・魚津線に面する農地です。  
申請地は、都市計画法上の用途地域内(第2種住居地域)の農地であることから、第3種農地と判断され許可できるものと考えられます。  
転用理由は一般住宅敷地です。申請者は現在、XXXXXXXXXXのアパートに住んでいますが、生まれ育った実家の隣接地に一軒家を新築することを考え、地権者の同意を得、今回申請するものです。  
隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け土砂の流失を防止し、雨水については前面側溝に放流します。汚水については公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

澤田委員 先日現地確認してきましたが、特に問題ないと思います。

石倉推進委員 特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第3号3番について朗読及び説明)  
申請地は、都市計画法上の用途地域内(第2種住居地域)の農地であることから、第3種農地と判断され許可できるものと考えられます。  
転用理由は一般住宅敷地で、申請者及び転用理由は2番と同様で、2番の土地と一体的に利用します。  
なお、譲り渡し人は申請者の実母であり、いずれ当該土地を相続することを見越して賃借権を設定するものです。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

澤田委員 特に問題ないと思います。

石倉推進委員 同じく、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 次の案件の地区担当は私ですので、職務代理、進行をお願いします。

職務代理 では、事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第3号4番について朗読及び説明)  
申請地は、市道下島・沖田新線に面する農地です。  
申請地は、都市計画法上の用途地域内(第1種住居地域)の農地であることから第3種農地と判断され許可出来るものと考えられます。  
転用理由は、一般住宅敷地です。  
申請者は、XXXXXXXXXXの親戚宅で仮住まいをしていますが、申請地は申請者の実家のそばで、学校や商業施設からも近く、子育てに適し、生活に便利であることから関係者の同意を得て申請するものです。  
なお、隣接農地は申請者及び申請者の両親が家庭菜園として使用することから擁壁等は設けず、雨水は前面道路側溝へ放流し、生活排水は公共下水道に接続します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 地図のとおり申請地は中学校の目の前です。周りは宅地化しており、特に問題ないと思います。

加藤推進委員 特に問題ないと思います。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。  
では、進行を会長へお返しします。

会 長 では事務局次の説明をお願いします。

事務局

(議案第3号5番について朗読及び説明)

申請地は、申請者従業員駐車場、公衆用道路、用悪水路に面する農地です。

申請地は、地鉄浜加積駅から300メートルの範囲内にある農地であることから、第3種農地と判断され許可できるものと考えられます。

転用理由は緑地です。申請者は平成10年の創業以来、市内で電子機器及び電子機器資材の製造・販売の業務を行っており、品質・生産性の向上のため、これまで3度の増築・増員を行ってきましたが、事業の拡大により現在の用地では手狭になってきています。

今回、事業の拡大に伴い、申請地に隣接する現在緑地として利用している土地に倉庫および工場を建設するにあたり、工場立地法に規定される緑地を確保する必要があることから、関係者の同意を得て今回申請地を緑地とするものです。

隣接地とはコンクリート境界を設け、全面に芝生を植え付けるとともに中心部に向けて勾配を設け土砂の流失を防止し、雨水については調整池を経て隣接水路に放流します。なお、新設する倉庫・工場部分の排水については、オリフィスで調整し、油水分離槽を経て隣接水路に放流します。

会長

地区担当委員の補足説明をお願いします。

澤田委員

先ほども現地確認してきましたが、特に問題ないと思います。

石倉推進委員

特に問題ないと思います。

会長

この件につきまして、ご意見ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会長

続きまして、議案第4号 滑川農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

事務局

5ページをお願いします。滑川農業振興地域整備計画の変更について、滑川市長より農業委員会の意見を求められているものです。

6ページをお願いします。今回の願出件数2件、2筆、除外面積6,256㎡です。除外願出地は1件目が[REDACTED]、3,169㎡、除外後の用途は、駐車場・運動広場の造成です。2件目は[REDACTED]、3,087㎡、除外後の用途は、工場の造成です。

なお、申請地の地図は8ページと9ページのとおりです。

会長

この件につきまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)

それでは、異議なしということで、議案第4号については適正である旨、市長に答申することといたします。

会長

続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

10ページをお願いします。利用権設定に伴う議案です。

農業経営基盤強化促進法の規定により、市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。

12ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手11件、借り手3件、面積合計は64,359㎡です。うち新規件数は10件、45,764㎡になります。詳細は13～15ページに記載のとおりです。

16ページをお願いします。農地中間管理事業分の利用権設定状況になります。貸し手1、借り手は中間管理機構の1件、面積合計401㎡です。

詳細は、17ページに記載されているとおりです。18ページは参考資料になりますが、耕作者は[REDACTED]です。

会長

この件につきまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

吉田推進委員

農地中間管理事業分ですが、期間が9年となっている理由はなにか。

事務局

この貸し手は昨年も農地中間管理事業を活用して契約しており、今回の1筆が未契約となっていたため、昨年契約分と期間満了の年を合わせるため9年となっております。

会長

ほかにこの件につきまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

- ・活動記録簿の記入について
- ・最適化活動の目標設定等について

会 長        これで、審議は終了しました。

午後4時10分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和    年    月    日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員